

企業の農業参入の流れ



群馬県のマスコット ぐんまちゃん

STEP1 参入構想検討

①参入目的を明確にしましょう！

新たな農業分野へ参入するにあたっては、まず参入の目的を明らかにすることが重要です。新たな事業の展開、雇用の確保、原材料の調達等、しっかりとした目的を持つことにより、営農計画が策定しやすくなります。

②参入形態について検討しましょう！

参入の形態には、「一般法人」のまま参入する方法と、一般法人のうち一定要件を満たした「農地所有適格法人」として参入する方法があります。詳細については、次のページの「**法人が農業に参入する場合の要件**」をご参照ください。

※ 平成28年4月1日から農地法改正により「農業生産法人」は「農地所有適格法人」に名称変更されました。

農作物生産	農地の利用	農地利用の形態	参入形態
生産する	利用する	所有	農地所有適格法人のみ
		賃借	農地所有適格法人 または 一般法人
生産しない	利用しない	(野菜工場、畜産)	
		(作業受託)	

③作物作付、販売先、参入地域等について検討しましょう！

- ・栽培する作物の種類、栽培面積、規模、参入地域の気象・土壌条件等に対する適応性
- ・栽培した農産物等の販売先、販売方法
- ・農業生産にあたって周辺環境との調和、参入地域の支援体制、地域の農家との協力、連携等について検討してください。

STEP2 参入相談

県では、参入に関する相談窓口を設置しています。
「農業に参入したい」と考えたら、まずは相談窓口までお気軽にご相談ください。
相談窓口の連絡先は、最終ページをご覧ください。

企業が農地を借りて農業に参入する場合の要件

農地を利用する場合は、農地のすべてを効率的に利用すること、周辺の農地利用に支障が無いことのほか、次の要件を満たす必要があります。

○ 一般法人

農地利用については、貸借のみです。現法人のまま、一体的な経営が可能となります。

<一般法人 参入時の3要件>

- (1) 農地の貸借契約に解除条件が付されていること。
- (2) 地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと。
- (3) 業務を執行する役員又は重要な使用人（農場長等）が1人以上農業に常時従事すること。

○ 農地所有適格法人

農地所有適格法人とは、農地法に規定する「農地所有適格法人の4要件」を満たす法人です。農地利用については、貸借に加え、所有も可能となります。

<農地所有適格法人の4要件>

- (1) 法人形態要件 以下のいずれか
①株式会社(非公開会社に限る) ②農事組合法人 ③持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)
- (2) 事業要件 売上高の50%超が農業（農産物加工・販売、農作業受託等の関連事業を含む）
- (3) 構成員要件
①農業関係者（議決権は総議決権の1/2超）
〔 農業の常時従事者（原則150日以上従事）、農地の権利提供者、農地中間管理機構、
農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸付けている個人、
地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農作業の委託者 〕
②農業関係者以外の者（議決権は総議決権の1/2未満）
- (4) 役員要件 （※役員：取締役、業務執行社員、理事）
① 役員の過半が、農業（販売・加工等含む）の常時従事者（原則年間150日以上）
② 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

STEP3 参入準備

①事業計画の策定

県、市町村等との相談や、現地の状況確認等を踏まえ、具体的な事業計画を立てます。

農業に参入する場合、経営が安定し収支が黒字となるまでには、一般的に3年以上はかかると言われています。

将来を見据え、中長期の事業計画を、可能な限り詳細に立てることが必要です。

記載項目：栽培作物、栽培方法、栽培面積規模、生産量、販売方法、販売先、販売単価、諸経費、労働力、機械・施設、参入目的、参入する地域、参入時期、参入の形態、技術習得、農地の借入方法、資金調達方法、地域との調和 等

※ 参考様式は県ホームページに掲載してありますのでご活用ください。

群馬県 企業等農業参入支援のページ <http://www.pref.gunma.jp/06/f0100244.html>

②現地との調整

参入にあたっては、地域との調和が重要となります。
地域住民や地権者等に対して、事業計画内容等を説明し、理解を得ることが必要になります。

③技術習得

安定した収量、品質の農産物を生産するためには、栽培技術を習得することが基本となります。
各農業事務所普及指導課、地区農業指導センターの普及指導員から指導を受けることができるほか、技術者を育成又は確保するために以下のような方法があります。

- ・ 地域の農業者、農業経験者、新規就農希望者の雇用
- ・ 地域の農業者や、既に参入している法人での研修
- ・ 県立農林大学校での研修の活用 等

STEP4 参入手続き

①農地の借り入れ

農地の借入れ方法は、以下の3つのいずれかを選択することになります。

	内容
農地法3条による方法	耕作目的で農地を賃借する場合に、一定の要件を満たし、市町村にある農業委員会の許可を受けるものです。 契約期限が来ても、両者による解約の合意がない限り、賃貸借が継続します。 農地を借り入れた後の経営面積が原則50a以上であることが必要です。（市町村により面積は異なります。）
農業経営基盤強化促進法による方法	市町村が作成する農用地利用集積計画を公告することにより、賃借権を設定するものです。 計画に定めた期間で貸借は終了します。引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、計画を作成・公告することにより利用権が再設定できます。
農地中間管理事業による方法	農地中間管理機構（以下、「機構」という。）から農地を借りるものです。 機構が行う借受希望者（受け手）の募集に応募した方に対し、機構が審査・選定のうえ、貸付けます。貸付期間は原則10年間です。

②施設等の整備

営農の開始にあたって必要となる施設、機械等の整備については、資金計画とともに検討し、経営規模等を考慮し、無理のないよう進めます。
補助事業については、相談窓口にご相談ください。

STEP5 営農開始

参入する地域の一員としての自覚を持ち、法令等を遵守し、地域との調和を維持しつつ、営農に取り組みましょう。

地域の活動等へは積極的に参加するようにしましょう。

営農開始後に発生する課題等についても、県等の窓口へお問い合わせください。

参入相談窓口・関係機関一覧

		機関名	担当地域	住所・電話番号
相談窓口	県庁	群馬県農政部 農業構造政策課 構造改善係	全県、県外	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2772
	県地域機関	中部農業事務所 農業振興課農政係	前橋市、伊勢崎市、 佐波郡、渋川市、 北群馬郡	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 TEL 027-233-2011
		西部農業事務所 農業振興課農政係	高崎市、藤岡市、 富岡市、安中市、 多野郡、甘楽郡	〒370-0805 高崎市台町4-3 TEL 027-322-0539
		吾妻農業事務所 農業振興課農政係	吾妻郡	〒377-0424 中之条町大字中之条町664 TEL 0279-75-2311
		利根沼田農業事務所 農業振興課農政係	沼田市、利根郡	〒378-0031 沼田市薄根町4412 TEL 0278-23-0188
		東部農業事務所 農業振興課農政係	桐生市、太田市、 館林市、みどり市、 邑楽郡	〒373-0033 太田市西本町60-27 TEL 0276-31-3824
関係機関		一般社団法人 群馬県農業会議	全県、県外	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 TEL 027-280-6171
		公益財団法人 群馬県農業公社 (農地中間管理機構)	全県、県外	〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2 TEL 027-251-1220
		各市町村 各農業委員会 各JA	各管轄地域	

参考となるウェブサイト

- 公益財団法人群馬県農業公社** <http://www.gnk.or.jp/>
 農地中間管理事業による、借受可能な農地情報が掲載されています。
- 全国農地ナビ（農地情報公開システム）** <http://www.alis-ac.jp/>
 市町村及び農業委員会が整備している農地情報が公表されています。
- ぐんまアグリネット** <http://aic.pref.gunma.jp/>
 本県の農産物の紹介のほか、生産者向けの農政情報や経営支援情報、本県の農業経営指標などが掲載されています。主要な農作物の収益性と再生産価格を示した農業経営指標は、営農計画の作成や、営農開始後の農業経営の分析等に活用できます。
- 群馬県ウェブサイト 農業金融のページ** http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001782.html
 農業制度資金について掲載されています。